

第 7 期仁木町障がい福祉計画
第 3 期仁木町障がい児福祉計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)

仁 木 町

目 次

1	計画の背景と目的	1
2	計画の位置付け・期間	2
3	障がいのある人の現状	3
4	成果目標	7
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
(3)	地域生活支援拠点の充実	7
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	8
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	9
(6)	相談支援体制の充実・強化等	11
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	11
5	障がい福祉サービス等の見込量	12
(1)	障がい福祉サービスに係る自立支援給付等の体系	12
(2)	障がい福祉サービス等の見込量	13
(3)	障がい福祉サービス等の見込量の確保のための方策	21
6	地域生活支援事業の見込量	22
(1)	事業の体系	22
(2)	事業の内容、実施に関する考え方及び見込量	22
(3)	地域生活支援事業の見込量の確保のための方策	27
7	計画の推進	28
(1)	関係機関との連携	28
(2)	計画達成状況の点検及び評価	28

1 計画の背景と目的

障害者基本法第1条では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のつとりに、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」ことが規定されています。

このことから、仁木町では「第2期仁木町障がい者計画」（平成30年度～令和9年度）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）並びに児童福祉法に基づく令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期仁木町障がい福祉計画・第2期仁木町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進を図ってまいりましたが、同計画が終了することに伴い見直しを行い、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期仁木町障がい福祉計画・第3期仁木町障がい児福祉計画」を新たに策定し、障がいのある人が必要とするサービスを利用しながら、社会を構成する一員として主体的に社会に参加し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、第6期仁木町総合計画に掲げる基本目標である「町民に健康と安心を」の推進に向け、障がい者施策の一層の充実を図ることとしております。

2 計画の位置付け・期間

「第7期仁木町障がい福祉計画・第3期仁木町障がい児福祉計画」は、総合的なまちづくり計画である「第6期仁木町総合計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を図りながら障がいのある人の総合的な支援を図ります。

また、前期計画に引き続き「第7期仁木町障がい福祉計画」及び「第3期仁木町障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、「第2期仁木町障がい者計画」の実施計画として位置付けることします。

計画の期間は、障害者総合支援法に基づく市町村福祉計画と児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画は3年を1期として定めるとされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

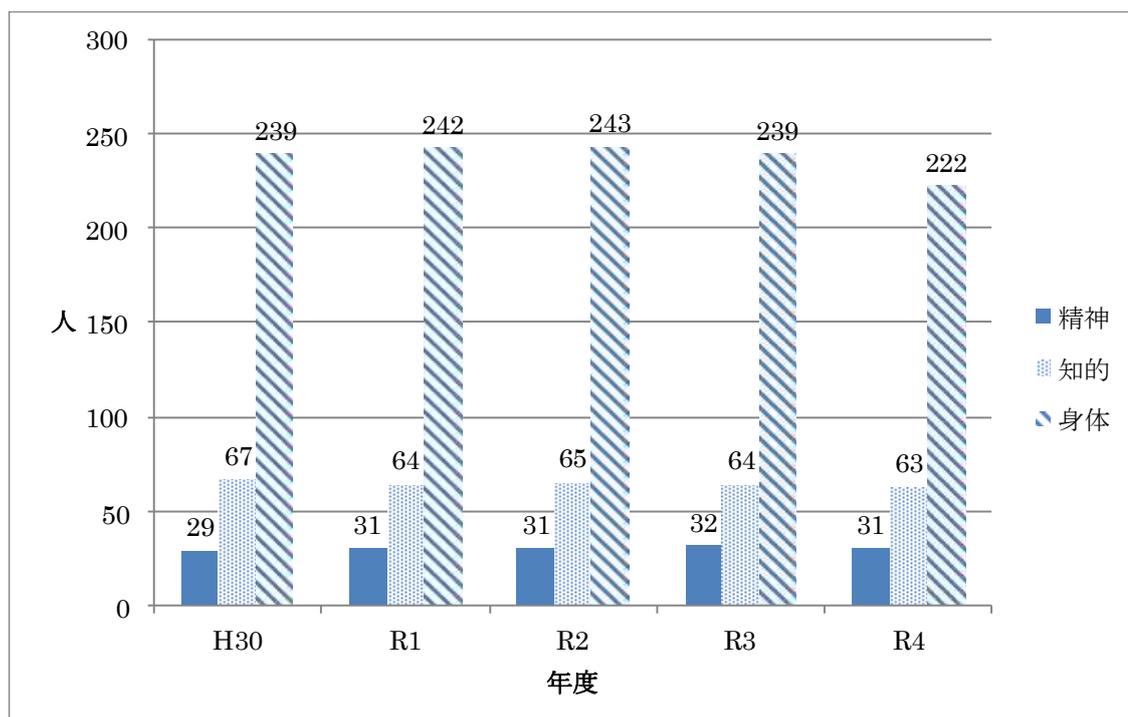
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期仁木町総合計画 (平成23年度～令和2年度)			第6期仁木町総合計画 (令和3年度～令和12年度)					
第2期仁木町障がい者計画 (平成30年度～令和9年度)								
第5期仁木町障がい福祉計画 第1期仁木町障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)		第6期仁木町障がい福祉計画 第2期仁木町障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期仁木町障がい福祉計画 第3期仁木町障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			

3 障がいのある人の現状

(1) 手帳所持者数の推移

仁木町における直近5年間の手帳所持者数については、身体及び知的障がいの手帳所持者数は減少傾向にあります。精神障がいの手帳所持者数は横ばいで推移しています。

そのため、身体障がいの手帳所持者数が7割程度と最も多くなっていますが、人口に占める精神障がいの手帳所持者数の割合が高くなってきています。

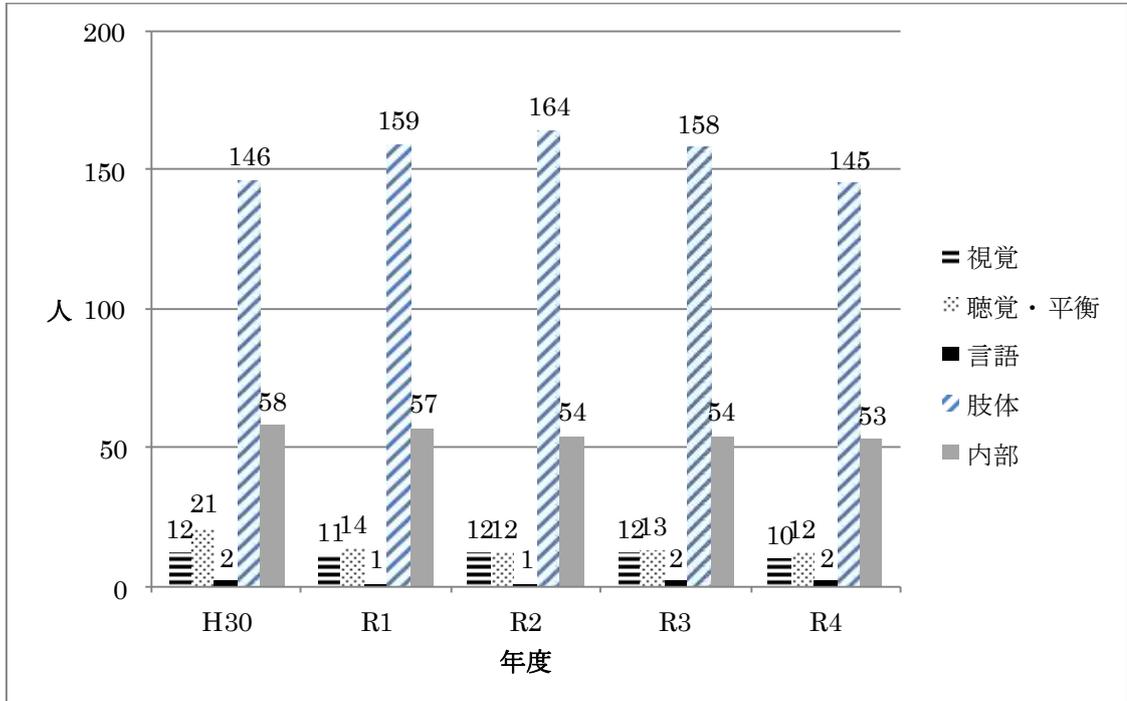


手帳所持者数（数値は各年度末時点）

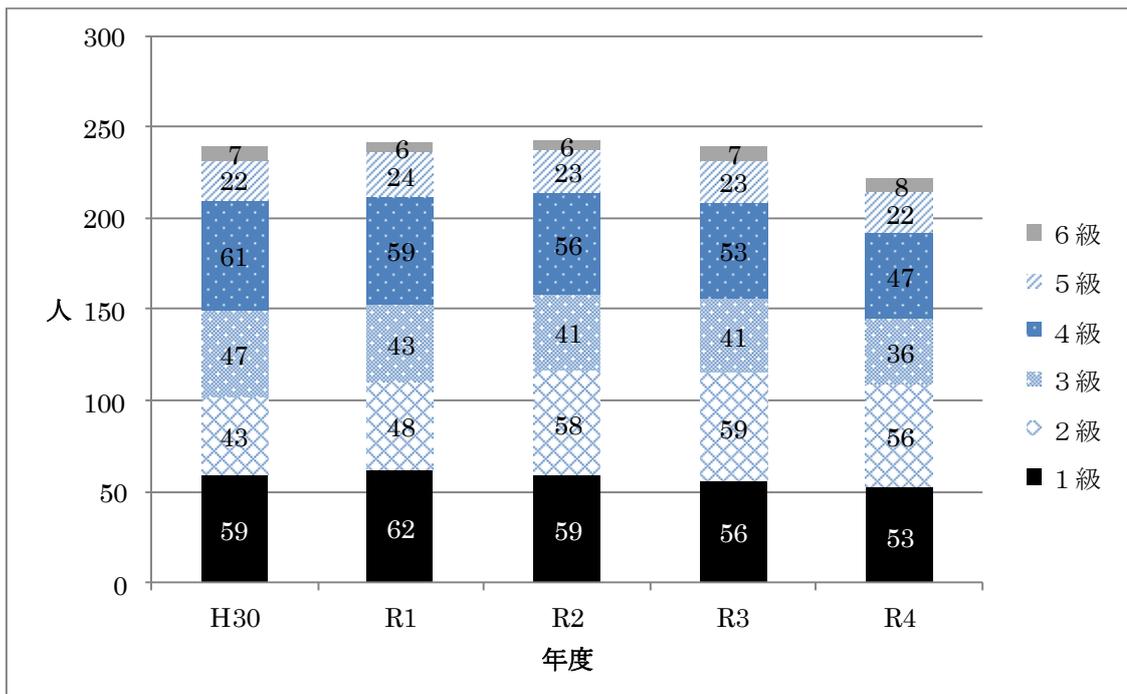
(2) 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は令和5年3月31日現在で222人となり、直近5年間で17人減少しています。

障がい部位別の構成比をみると、肢体不自由が6割以上を占めており、内部障がいが2割以上で、両障がいを合わせると全体の約9割を占めています。



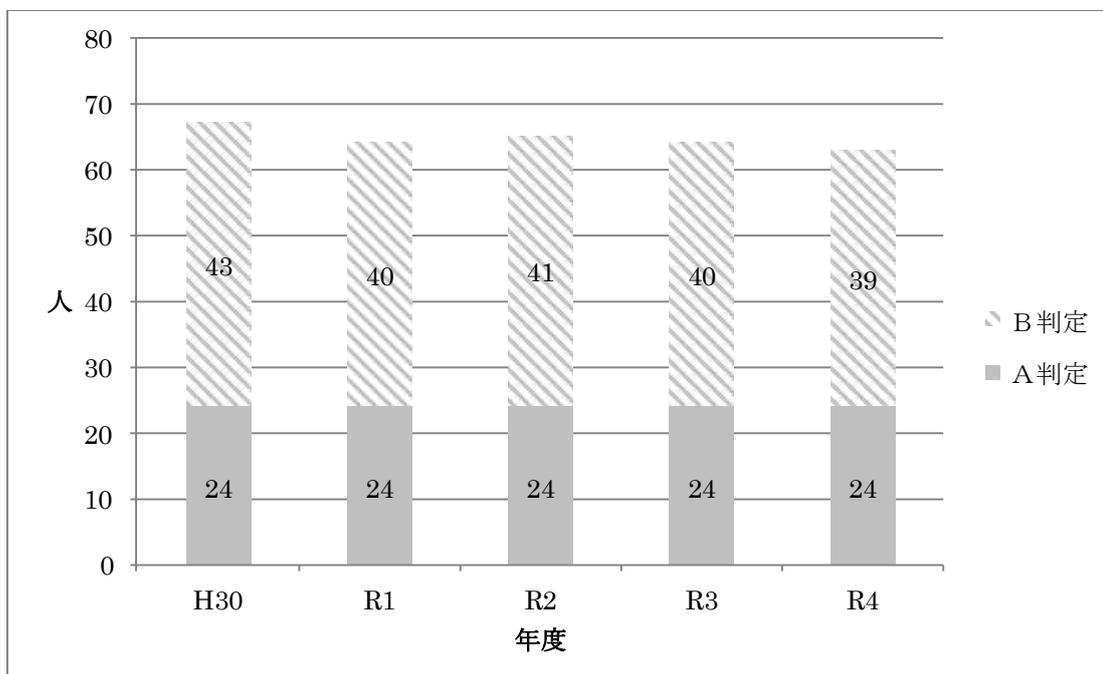
身体障がい者数（障がい部位別）（数値は各年度末時点）



身体障がい者数（等級別）（数値は各年度末時点）

(3) 療育手帳所持者数の推移

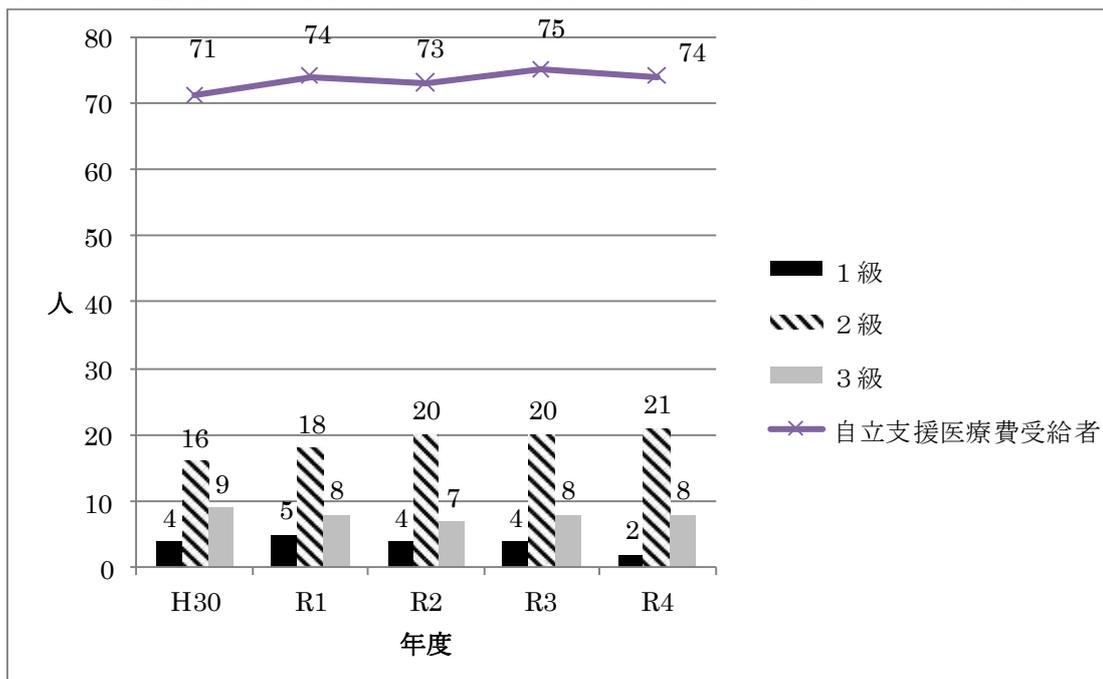
療育手帳所持者数は減少傾向にあります。人口に占める割合は横ばいで推移しています。



療育手帳所持者数（数値は各年度末時点）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳等所持者数の推移

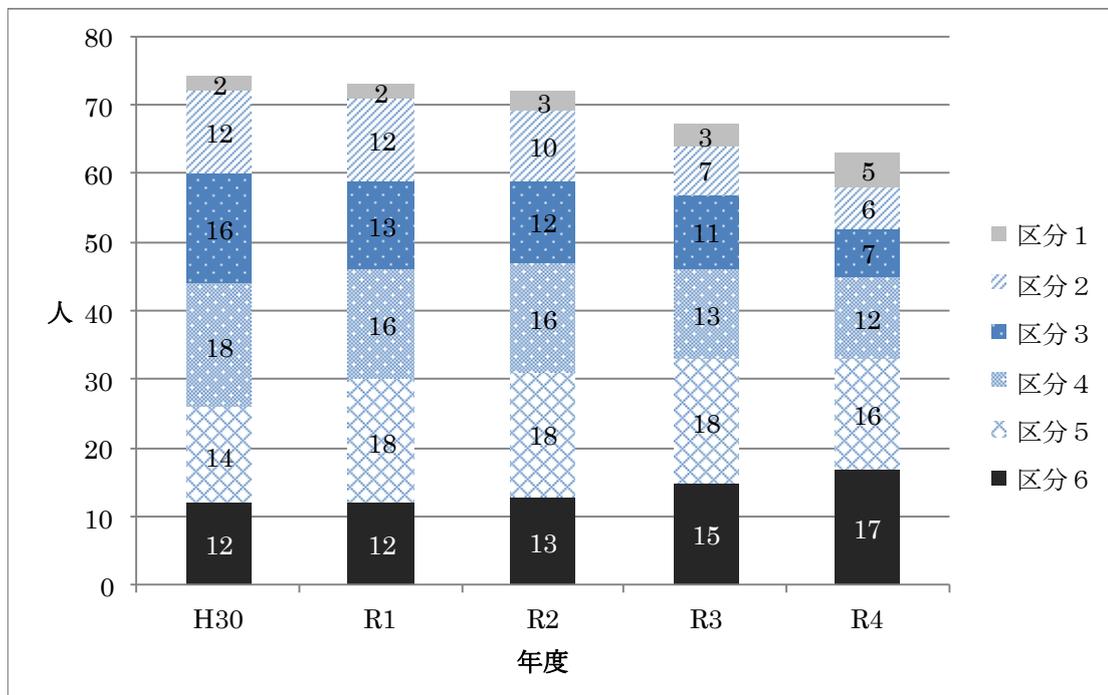
精神障がい者保健福祉手帳所持者のうち、2級の手帳所持者が令和5年3月31日現在で21人となり、直近5年間で5人増加しています。自立支援医療費（精神通院医療）受給者についても、5年間で3人増加しています。



精神障がい者数（数値は各年度末時点）

(5) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数は、直近5年間は減少傾向にありますが、必要とされる支援の度合いが最も高い区分6の認定者は令和5年3月31日現在で17人となり、5年間で5人増加しています。



障害支援区分認定者数（数値は各年度末時点）

4 成果目標

厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に則して、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度末までの成果目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
令和8年度末における地域生活に移行する者	<u>2人</u>	基本指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。 ・令和4年度末の施設入所者数 24人
令和8年度末の施設入所者数	<u>22人</u> (2人削減)	基本指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを目標とします。 ・令和4年度末の施設入所者数 24人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標	備 考
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	<u>設置</u>	現在、北後志地域自立支援協議会において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けています。 北後志地域自立支援協議会による協議の場の機能の充実を図っていくとともに、多様化する地域課題に柔軟に対応するため、仁木町単独の協議の場の設置に向けた検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点の整備とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

北後志5か町村（積丹町、古平町、余市町、赤井川村及び仁木町。以下同じ。）においては、令和3年6月に、広域での面的整備がされました。

【「地域生活支援拠点等」に求められる機能】

①居住支援機能

共同生活援助（グループホーム）、公営住宅等を活用した住まいの場を提供

②地域支援機能

- ・相談（地域移行の推進や親元からの自立）
- ・体験の機会・場の提供（1人暮らし、グループホームへの入居）
- ・緊急時の受け入れ・対応（短期入所（ショートステイ）の利便性の確保・対応の能力向上等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等）

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点の実績等を踏まえた検証及び検討	<u>年1回</u>	<p>地域生活支援拠点については、北後志5か町村での広域での面的整備による1か所を確保しつつ、仁木町独自の地域生活支援拠点等の整備について検討を続けます。</p> <p>北後志5か町村と基幹相談支援センターであるしりべし圏域総合支援センターとの連携のもと、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討を年間1回以上実施します。</p>

（４）福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	<u>2人</u>	<p>基本指針では、令和3年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した実績の1.28倍以上を目標とすることとなっており、目標を2人に設定します。</p> <p>・令和3年度の就労移行支援事業等による一般就労への移行実績 1人</p> <p>※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援</p>

区 分	目 標	備 考
令和 8 年度中に就労移行支援及び就労継続支援を通じて一般就労に移行する者	<u>1人</u>	<p>基本指針では、上記の「令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者」のうち、就労移行支援及び就労継続支援を通じて一般就労に移行する者を、令和 3 年度の移行実績のそれぞれ 1. 2 8 倍から 1. 3 1 倍以上を目標とすることとなっていますが、令和 3 年度の就労継続支援事業所からの移行実績がないため、目標を 1 人に設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度の就労移行支援事業による一般就労への移行実績 1 人 ・令和 3 年度の就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行実績 0 人 ・令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行実績 0 人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【児童発達支援センターについて】

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設であり、地域における障がい児支援の中核的役割を担う施設です。

多様な障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型は令和 6 年 4 月より一元化されました。

なお、児童発達支援センターの中核的役割とは以下のような役割・機能となります。

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障がい児通所支援事業所に対する支援内容の助言・援助機能
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進の中核としての機能
- ・地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

区 分	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置	<u>設置</u>	基本指針に基づき、令和8年度末までに、児童発達支援センターもしくは児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備することを目標とし、検討を進めます。 設置に当たっては北後志5か町村で連携を図りながら取り組みます。
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	<u>体制の構築</u>	基本指針に基づき、令和8年度末までに、上記の「児童発達支援センターの設置」と併せ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標とします。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

区 分	目 標	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	<u>各1か所</u>	基本指針に基づき、令和8年度末までに、それぞれ1か所確保することを目標とし、検討を進めます。 また、設置に当たっては、北後志圏域での確保を視野に入れ、北後志5か町村及び北後志地域自立支援協議会で連携を図りながら取り組みます。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

区分	目 標	備 考
関係機関の協議の場の設置	<u>設置</u>	現在、北後志地域自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設けています。 北後志5か町村で連携し、北後志地域自立支援協議会による協議の場の機能の充実を図っていくとともに、コーディネーターの配置について検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

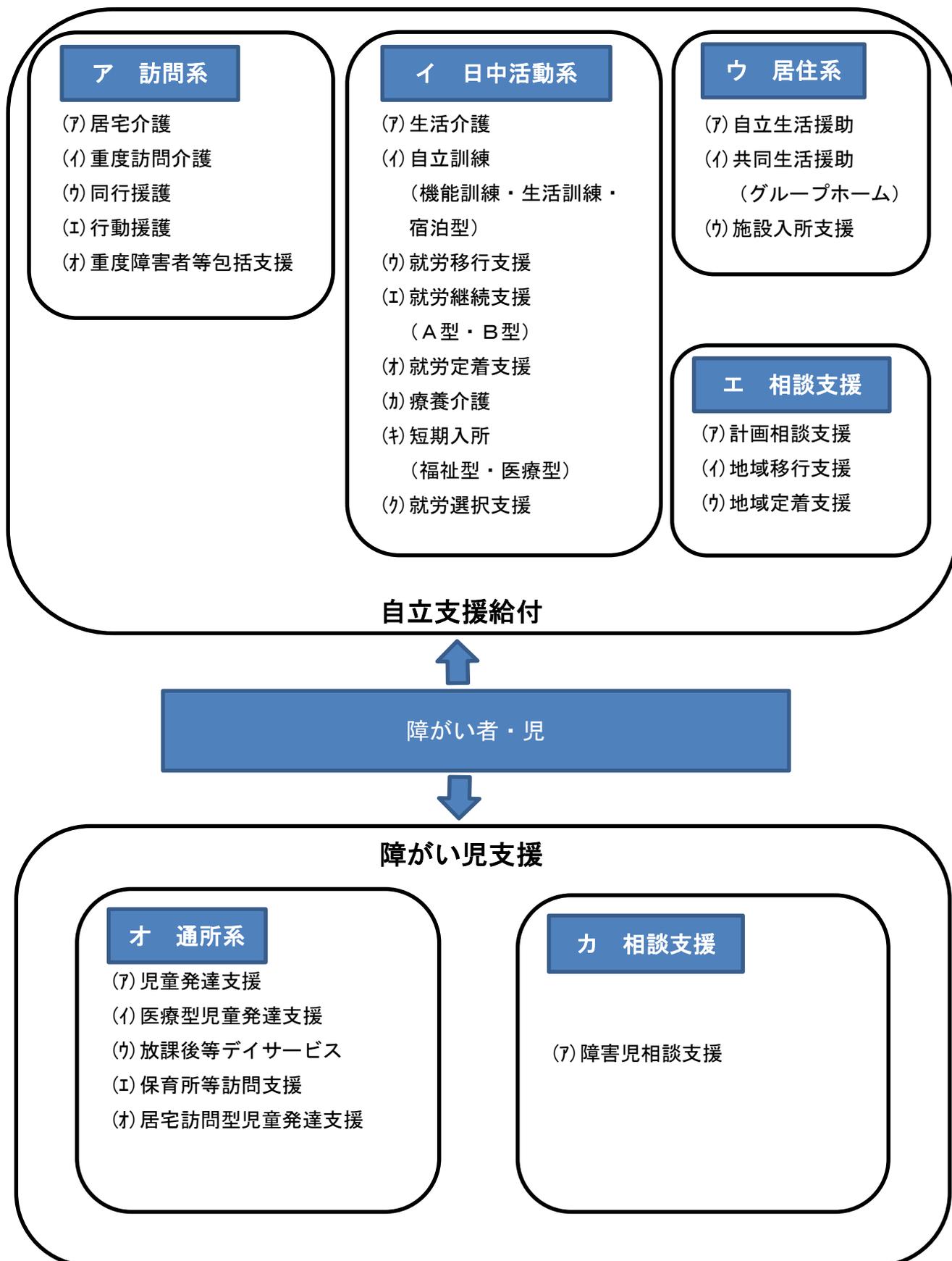
区 分	目 標	備 考
総合的・専門的な 相談支援の実施	<u>実施</u>	<p>現在、仁木町の相談支援体制として、委託により北後志5か町村による広域の相談支援事業の実施及び基幹相談支援センターの設置（委託先：NPO法人しりべし圏域総合支援センター）並びに仁木町単独の相談支援事業（委託先：社会福祉法人後志報恩会）を実施しています。</p> <p>この相談支援体制により、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。</p>
地域の相談支援体制の強化	<u>実施</u>	<p>北後志地域自立支援協議会において、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化等の取組の実施を検討します。</p>

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区 分	目 標	備 考
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	<u>毎年度</u> <u>1名参加</u>	<p>障がい福祉サービスに対する理解を深め、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供を行うため、都道府県等が実施する障がい福祉サービスに関する研修に参加します。</p>

5 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 障がい福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(2) 障がい福祉サービス等の見込量

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護

障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助並びに生活全般にわたる援助(通院等介助含む)を行います。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅での入浴や排せつ、食事等の生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(ウ) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護とその他外出する際の必要な援助を行います。

(エ) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な障がいのある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中における介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

(オ) 重度障害者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がいのある人等であって、その介護の必要度が著しく高い人に障がい福祉サービスを包括的に実施するもので、前(ア)～(エ)のほか、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス体系	第6期 【実績値】						第7期 【見込量】					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護	9	48	8	30	8	36	9	38	9	38	11	48
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※利用量を見込んでいないサービスについて、サービスの利用を制限するものではありません。

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作や生産活動の機会を提供します。

(イ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

自立した日常生活、又は社会生活ができるよう、身体機能、又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

(ウ) 就労移行支援

一般就労を希望し、知識や能力の向上、企業等への雇用、又は在宅就労等が見込まれる人を対象に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(エ) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。（雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するものがA型、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するものがB型。）

(オ) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の、就労や生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(カ) 療養介護

著しく重度の障がいがあり、常時介護（医学的管理下における介護）を要する人に、医療機関で機能訓練、療養に係る介護、日常生活の介護等を行います。

(キ) 短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する人が病気の場合等に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(ク) 就労選択支援

障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や能力に合った選択の支援を行います。

令和7年10月に創設される予定です。

【サービスの実績と見込量】

サービス体系	第6期 【実績値】						第7期 【見込量】					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
生活介護	35	687	33	644	33	643	33	643	33	643	33	643
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊型 自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	2	38	1	2	0	0	2	38	2	38	2	38
就労継続支援 (A型)	0	0	0	0	3	37	3	37	3	37	3	37
就労継続支援 (B型)	27	511	28	536	26	480	26	480	26	480	26	480
就労定着支援	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
療養介護	2	30	2	60	2	61	2	61	2	61	2	61
短期入所 (福祉型)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

※利用量を見込んでいないサービスについて、サービスの利用を制限するものではありません。

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む上で支障のない程度の障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

(ウ) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス体系	第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
(内数)精神障がい者における自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	24	24	20	20	20	20
(内数)精神障がい者における共同生活援助	1	1	1	1	1	1
施設入所支援	24	24	24	24	23	22

※利用量を見込んでいないサービスについて、サービスの利用を制限するものではありません。

エ 相談支援

(ア) 計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人を対象に、サービスの利用調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。

(イ) 地域移行支援

障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人、また、精神科病院に長期入院をしている精神障がいのある人等に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

(ウ) 地域定着支援

施設、病院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等、必要な支援対応を行います。

【サービスの実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	75人	71人	77人	77人	77人	77人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(内数)精神障がい者における地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(内数)精神障がい者における地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※利用量を見込んでいないサービスについて、サービスの利用を制限するものではありません。

オ 障がい児支援

(ア) 児童発達支援

療育指導が必要と判断された児童を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。

(イ) 医療型児童発達支援

(ア)の児童発達支援に加えて治療を行います。

(ウ) 放課後等デイサービス

在学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進します。

(エ) 保育所等訪問支援

保育所や小学校等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり外出が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

区 分	第2期 【実績値】						第3期 【見込量】					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
児童発達支援	1	1	1	2	1	4	1	4	1	4	1	4
医療型児童 発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	10	95	12	87	10	72	11	85	11	85	11	85
保育所等 訪問支援	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※利用量を見込んでいないサービスについて、サービスの利用を制限するものではありません。

カ 障がい児通所支援

(ア) 障害児相談支援

障がい児通所支援を利用する児童を対象に、サービスの利用調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。

【サービスの実績と見込量】

(単位:人)

事 業 名	第2期 【実績値】			第3期 【見込量】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
障害児相談支援	12人	13人	14人	14人	14人	14人

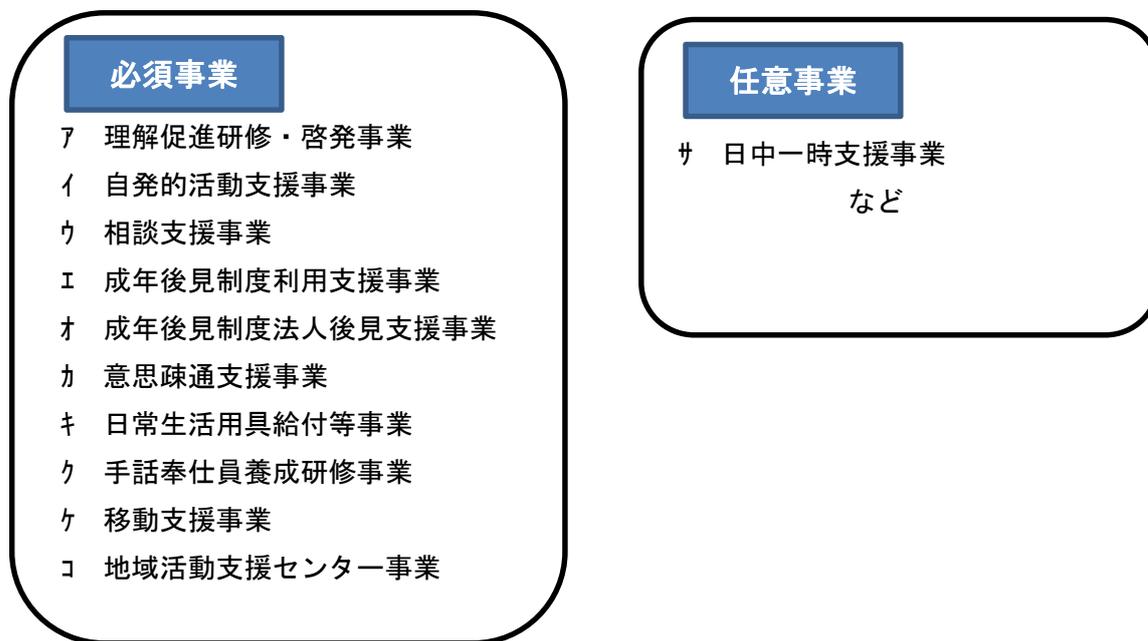
(3) 障がい福祉サービス等の見込量の確保のための方策

障がいのある人が利用できるサービスの周知や、相談支援事業所及び関係機関と連携し、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう支援を行います。

仁木町及び北後志圏域においては、利用者のニーズに対応したサービスが提供できるようサービス提供体制の基盤の確保に努めます。

6 地域生活支援事業の見込量

(1) 事業の体系



(2) 事業の内容、実施に関する考え方及び見込量

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活の際に生じる社会的障壁を除くため、地域住民が障がいに対する理解を深められるよう啓発を行う事業です。

ヘルプマーク及びヘルプカードについて周知及び配付を行い、外見からは障がいがあると分からなくても援助や配慮を必要とする人が、周囲の援助を得られやすくなるよう取組を推進します。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人や家族、地域住民が地域において自発的に行う活動（ピアサポート・ボランティア活動等）に対し、情報提供等の支援を行う事業です。

仁木町における実績はありませんが、今後、障がいのある人等の自発的な取組を把握次第、支援を検討します。

ウ 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じて必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援や、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

仁木町では、NPO法人しりべし圏域総合支援センターへの委託により、北

後志5か町村による広域の相談支援事業及び基幹相談支援センター機能強化事業を実施しているほか、社会福祉法人後志報恩会への委託により、仁木町単独の相談支援事業を実施しています。相談支援事業を効果的に実施するため、3障がいに対応した協議会の充実を図り、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、仁木町における実績はありませんが、今後は北後志圏域での実施を視野に入れ、事業実施に向けて検討します。

エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、身寄りのない障がいのある人の成年後見制度の申し立てに必要な経費等を助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

小樽市及び北後志5か町村で運営支援を行っている小樽・しりべし成年後見センターの活動を通じて、成年後見制度における法人後見活動を支援します。

【事業の実績と見込量】

事業名		第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修 啓発事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動 支援事業	実施 有無	無	無	無	有	有	有
相談 支援 事業	障害者相談 支援事業	実施 箇所	2	2	2	2	2
	基幹相談支 援センター 等機能強化 事業	実施 有無	有	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有

カ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。

社団法人北海道ろうあ連盟への委託により、手話通訳を必要とする聴覚障がい者に対して手話通訳者を派遣する手話通訳者広域派遣事業、役場窓口にタブレット端末を配置し、インターネットを介して手話通訳者が手話通訳を行う遠隔手話サービス事業を実施しておりますが、令和4年度より聴覚障がい者等の福祉の増進を図ることを目的として、新たに手話通訳者登録制度を導入しました。

【事業の実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】						第7期 【見込量】					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施 箇所	実利 用者	実施 箇所	実利 用者	実施 箇所	実利 用者	実施 箇所	実利 用者	実施 箇所	実利 用者	実施 箇所	実利 用者
意志疎通 支援事業	2	0人	3	1人	3	0人	3	1人	3	1人	3	1人

キ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいがある人に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の日常生活用具の給付を行います。

- ・介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具
(特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器等)
- ・自立生活支援用具：入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
(入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等)
- ・在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
(透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等)
- ・情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思疎通等を支援する用具
(携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人口喉頭等)
- ・排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具
(蓄便、蓄尿袋、紙おむつ、収尿器等)

- ・居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【事業の実績と見込量】

事業名		第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	在宅療護等支援用具	2件	1件	0件	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	93件	84件	90件	90件	90件	90件
	居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	0件	0件	2件	1件	1件	1件
	合計	96件	85件	93件	95件	95件	95件

※排泄管理支援用具は1件の申請で2か月分の用具が給付されます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の推進や、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための、北後志地区手話奉仕員養成講座の開催を支援します。

【事業の実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	有	有	有	有	有	有

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【事業の実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】									第7期 【見込量】								
	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	実利用者数	延利用時間数	事業者数	実利用者数	延利用時間数	事業者数	実利用者数	延利用時間数	事業者数	実利用者数	延利用時間数	事業者数	実利用者数	延利用時間数	事業者数	実利用者数	延利用時間数	事業者数
移動支援事業	8人	732時間	4	7人	684時間	4	7人	736時間	4	8人	718時間	4	8人	718時間	4	8人	718時間	4

コ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障がいのある人への理解を促進するため、通所による創作活動等のサービスの提供を行います。

令和4年度より余市町にある「地域活動支援センター リカバリーしりべし」と事業委託契約を締結し、仁木町内において事業を行っています。

【事業の実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】			第7期 【見込量】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	無	有	有	有	有	有

サ 日中一時支援事業（任意事業）

障がいのある人を一時的に預かることで、その保護者等の日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人たちの社会適応訓練等を実施します。

【事業の実績と見込量】

事業名	第6期 【実績値】						第7期 【見込量】					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
日中一時支援事業	7	0人	7	0人	7	0人	7	1人	7	1人	7	1人

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

障がいのある人が利用できる事業の周知や、関係機関と連携し、障がいのある人が必要な事業を利用できるよう支援を行います。

仁木町及び北後志圏域においては、利用者のニーズに対応した事業が提供できるよう、事業実施体制の基盤の確保に努めます。

7 計画の推進

(1) 関係機関との連携

計画の推進に当たっては、障がい福祉の観点のみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠となっています。

庁内関係各課等の情報交換や意見交換に努めるとともに、仁木町障がい者自立支援協議会による個別検討会議等の活動を活性化し、町内の各分野間が連携強化を図り、計画推進に向けて総合的な取組を推進します。

また、北後志地域自立支援協議会による関係機関のネットワーク会議等の各種取組を通して、北後志圏域における関係機関の連携強化に努めます。

(2) 計画達成状況の点検及び評価

各施策や事業の実施状況について、年度ごとに点検及び評価を行い、施策の充実や見直しについての検討を進めます。

また、計画の推進状況については、必要に応じて仁木町障がい者自立支援協議会及び北後志地域自立支援協議会に報告し、施策の検討結果や意見等を次期計画の策定に反映します。

第7期仁木町障がい福祉計画
第3期仁木町障がい児福祉計画
令和6年3月

発行 仁木町
〒048-2492
北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
電話（0135）32-2514
編集 仁木町福祉課おもいやり係